

令和 6 年 6 月 24 日現在

機関番号：34315

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2023

課題番号：18K12675

研究課題名（和文）会社の違法な措置に対する株主の権利行使手段の検討 - ドイツ法との比較

研究課題名（英文）Study of the means by which shareholders can exercise their rights against illegal measures, Comparison with German law

研究代表者

木原 彩夏 (KIHARA, AYAKA)

立命館大学・経済学部・准教授

研究者番号：70807495

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究においては、まず、組織再編の差止めの要件の検討を行った。その中では、措置の効力を否定する不利益を重視することにより差止めの要件を厳格に考えることには問題があることをドイツ法の比較法検討等の手法により示した。その上で、組織再編の差止めの二つの要件についての解釈指針を示している。これらの検討を通じて、会社の違法な措置に対して株主の採りうる行使手段の限界について論じている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究においては、平成26年会社法改正により新設された（略式組織再編以外の）組織再編の差止めの要件につき、解釈の指針を示した。比較衡量論で判断することの問題点などを比較法研究も用いて明らかにした点で学術的な意義が高い。また、裁判実務上も参考になりうる要件解釈における指針を示すことで、裁判実務への貢献があり、社会的な意義も高いと考える

研究成果の概要（英文）：In this study, the requirements for injunctions against mergers were first examined. There, the problems of considering the requirements for injunctions too strictly are shown by means of a comparative law review of German law and other methods. Then it provides interpretive guidance on the two requirements for injunctions against mergers. Through these considerations, this study discusses the limits of the means by which shareholders can exercise their rights against illegal measures in stock corporations.

研究分野：民事法学

キーワード：会社法 株主権 株主の経営への関与

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

平成26年会社法改正前は違法な合併に対し株主がとりうる手段が整備されているとはいえず、株主の権利保護が十分でなかったと考える。合併等の会社の措置に極めて重大な違法性がある場合には、従前の制度においても合併無効の訴えが認められる等、株主の保護が必要と認識されていた。しかし、実際には合併無効が認められることは少ない。一度実行された合併が事後的に無効となると企業その他関係者への影響が大きいことがその理由である。すなわち、これまでは、法令定款に従った会社経営を求める株主の権利を認め保護する必要があると考えられてきたが、他方で一度実行された合併を事後的に無効にするほどには株主の経営への関与は認められてこなかったものということができよう。

一方で、平成26年会社法改正において新設された合併差止制度においても、合併差止めの運用次第では企業経営への悪影響が生じることとなっていた。例えば、極めて些細な瑕疵があることを理由に合併差止めを認める等、過度に広範囲に合併差止めを認めてしまうと、会社は合併の大幅な延期や合併中止のリスクにさらされることとなる。さらには、会社の存続にかかわる大問題に発展することもありうる。したがって、違法な合併等の会社措置に対する株主の権利保護を考えるにあたっては、株主の権利保護のみならず、企業への影響とのバランスをとる必要があり、そのバランスを考えた上で株主の経営への関与が正当化されうる限界を探る必要があった。また、合併差止制度以外の株主の権利保護手段との関係を考える必要があった。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、違法な合併等の会社の措置に対して株主がとりうる権利行使手段の規律付けを明らかにし、合併差止制度その他権利行使手段についての適切な運用指針を示すことである。

### 3. 研究の方法

本研究においては、ドイツ法における類似法制度の分析を経てそこから得られる示唆を基に日本法について考察するという比較法研究を主な研究方法とする。ドイツの法制度との比較法研究を行う理由は、わが国の株主総会決議の瑕疵に係る法制度はドイツを規範とするものであること、ドイツにおいては、かねてより違法な合併に対して株主が権利行使をする手段が存在し、さらに合併実行の利益にも配慮した制度変遷を経ていること、違法な合併に対して株主のとりうる権利行使のあり方について現在に至るまで議論が盛んであること、である。

### 4. 研究成果

#### (1)

ドイツでは、登記停止という制度を基礎としたうえで、その例外として登記許容制度が設けられている。しかし、このシステムが必ずしも成功しているというわけではなく、批判も多々あり、見直しの機運も見られる。現在の制度において最も問題となっているのは、利益衡量条項により合併承認決議に違法がある場合であっても、ほとんどの場合に合併の実行が認められることとなり、株主の権利が侵害されているのではないかという点である。

わが国の合併差止制度においては、ドイツ法における上述した制度とは異なり、合併差止制度の利用(実際には、合併差止権を本案とする仮処分申立て)により、合併手続が自動的に妨げられることはないということが挙げられる。一方で、その機に、手続上の瑕疵を見直して再度瑕疵の無い形での合併を進める(例えば、情報開示が不十分であった場合において、情報開示を精緻にし直したうえで再度手続を行う)等、瑕疵のある合併のまま手続を進めるよりも長い目で見て良い結果となる可能性もあるのではないかと思われる。また、現実的に差止めが認容されうる制度であるとなれば、手続を遵守しない合併に対する抑止力としての効果も認められる。

ドイツ法の経験が示すように、差止要件を厳格に解すると、差止めがほとんど認められなくなる可能性がある。こうなれば、制度が新設された意味はなくなるであろう。

そのため、合併差止めによる会社への悪影響を考慮したとしても、合併を予定通り実行するという会社の利益を重視して合併差止めを制限的に解する必要性はそこまで高くないのではなかろうか。

以下では、上記の立場から、法令定款違反の要件のうち合併に重大な法律違反がある場合と、株主の不利益要件に焦点を絞って検討する。

#### (2)

ドイツでは合併承認決議に「特別に重大な法律違反」がある場合には、それだけで合併登記が認められない。他方、わが国の合併差止制度では、条文上は、法令定款違反の要件と株主の不利益要件が両方そろわなければ合併の差止めが認められない。

しかしながら、わが国の合併差止制度においても、合併に重大な法律違反がある場合には、それだけで合併の実行を許さないという解釈が採られるべきであると考えられる。例えば、債権者異議

手続が履践されていない場合においては、株主の不利益(とりわけ経済的な不利益)が明確に存在するとはいえない。この場合に株主の不利益要件が満たされていないからといって差止めを認めないことに疑問がある。なぜなら、債権者異議手続が履践されていないことは、以前より、合併の重大な瑕疵であるとして合併無効の事由とも考えられてきた事由であるからである。そのため、差止めを認めず合併の効力が発生したとすると、後になって合併無効の訴えが提起される可能性があり、混乱が生じ利害関係人にも多大な影響が及ぶ等の問題が生じうる。合併に重大な法律違反がある場合には、合併実行後であっても合併無効の訴えにより無効主張が許されるはずである。そうであるならば、合併実行後に合併無効の訴えで争われるより、合併の実行前に合併差止めを認めた方が、取引安全等の要請からも望ましいと考えられる。

したがって、合併に重大な法律違反がある場合(例えば、一般的な合併差止制度の創設前に合併無効事由と考えられてきたような事由がある場合)には、の株主の不利益要件を重視することなく、経営上又は経済上の不利益等の明確な株主の不利益が認められなくても差止めを認めるべきである。このように解したとしても、合併無効訴訟等の後日の紛争が予期されるという潜在的な不利益のおそれがあるといえるため、株主の不利益要件をみたまないことにはならないと考えられる。

### (3)

株主の不利益要件に関しては、一部の株主に経済的な不利益又は経営権上の不利益が生じることが明確である場合のみこの要件をみたますと考えると、この要件をみたます場合は極めて限られてくることとなる。

一方、ドイツでは、利益衡量条項にしたがい、当事者である株主の不利益と会社の不利益とが比較される。他方、わが国の株主の不利益要件においては、条文上は会社の不利益と比較するという形にはなっていない。しかし、とりわけ株主の経済的不利益に着目する場合には、会社の不利益と比較して株主の経済的不利益が軽微であるため株主の不利益要件をみたまないとする判断がなされる可能性がある。この結果、合併に瑕疵があってもほとんどの合併が実行されてしまうこととなりかねず、株主保護の見地から問題が大きい。しかしながら、前述した通り、合併を予定通り実行するという会社の利益を重視して合併差止めを制限的に解する必要性はそこまで高くないのであるから、株主の不利益要件を厳格に解した結果として差止めが認められなくなるという事態は避けられるべきではないかと考えられる。

したがって、株主の不利益要件において、株主の不利益と会社の不利益の大きさを単純に比較するというような検討手法は避けられるべきである。また、株主の不利益要件を厳格に解する必要はないと解すべきである。

### (4)

わが国において(略式組織再編以外の)組織再編の差止めが争われた事件は、これまで公判裁判例では一件あった。当該事案においては差止めが認められていない。当該事案においては、事案の特殊性等から、株主の利益と会社の利益を比較するというような検討手法が採られてはならず、主に株主の意思表示の内容及びその表示方法が争われた事案であった。そのため、実際の判例・裁判例における上記において示した差止めに係る判断指針に関する分析は、当該事案からは十分には出来ていない。これについては、今後の裁判例の蓄積を待ちたいと考えている。

### (5)

本研究においては、会社の措置の効力を否定するフェーズにおける検討を行っている。本研究の成果から、一旦株主総会決議等を経て実行の段階に入った措置の効力自体を否定することの不利益が強く意識されており、そのためにドイツでは措置の効力を否定する制度があったとしてもあまり機能していないという現状があること、日本においても同じような懸念があることがいえる。日本におけるこのような懸念については(4)で述べた通り今後も継続して検討していく予定である。一方で、このような懸念があるとなれば、措置の効力を否定しない方法で株主の採りうる手段が十分であるかを検討する必要があるように考える。それゆえ、今後の課題として、組織再編の差止め以外の会社の違法な措置に対して株主が採りうる手段、とりわけ措置の効力を否定しない手段についての検討を行う必要があると考える。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 木原彩夏	4. 巻 811
2. 論文標題 株主総会において採用された採決方法に沿わない賛否の認定	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 122-123
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木原彩夏	4. 巻 817
2. 論文標題 詐欺被害に係る損害についての、決裁を行った取締役の任務懈怠責任	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 138-139
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木原彩夏	4. 巻 83
2. 論文標題 合併差止めの要件の検討 ドイツ法の展開から	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 私法	6. 最初と最後の頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Ayaka KIHARA	4. 巻 83
2. 論文標題 Ueberlegungen zu Voraussetzungen fuer ein Verschmelzungsverbot ~ aus der Perspektive der Entwicklung des deutschen Rechts	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 SHIHO	6. 最初と最後の頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木原彩夏	4. 巻 185巻4号
2. 論文標題 合併差止めと株主の保護・合併実行の利益（三）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法學論叢	6. 最初と最後の頁 82-103
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木原彩夏	4. 巻 185巻6号
2. 論文標題 合併差止めと株主の保護・合併実行の利益（四）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法學論叢	6. 最初と最後の頁 84-104
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木原彩夏	4. 巻 186巻2号
2. 論文標題 合併差止めと株主の保護・合併実行の利益（五）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法學論叢	6. 最初と最後の頁 75-93
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木原彩夏	4. 巻 186巻4号
2. 論文標題 合併差止めと株主の保護・合併実行の利益（六・完）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法學論叢	6. 最初と最後の頁 27-53
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木原彩夏	4. 巻 183巻5号
2. 論文標題 合併差止めと株主の保護・合併実行の利益（一）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 68-80
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木原彩夏	4. 巻 184巻3号
2. 論文標題 合併差止めと株主の保護・合併実行の利益（二）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 54-75
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 3件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 木原彩夏
2. 発表標題 合併差止めの要件の検討 ドイツ法の展開から
3. 学会等名 日本私法学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 木原彩夏
2. 発表標題 一人株主の意思決定に強い影響力を有する取締役への招集通知を欠いた取締役会決議の効力
3. 学会等名 京都大学商法研究会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 木原彩夏
2. 発表標題 関西スーパーマーケット株式交換差止等仮処分命令申立事件の研究
3. 学会等名 立命館大学商法研究会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 木原彩夏
2. 発表標題 [商事判例研究] 提訴期間経過後の新株発行無効の訴えが適法とされた事例【名古屋地判平成28年9月30日 判例時報2329号77頁】
3. 学会等名 京都大学商法研究会 2019年度2月例会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 木原彩夏
2. 発表標題 株主総会の招集手続の電子化
3. 学会等名 第53回立命館大学税財政研究会
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------